

## 小・中学校教員の合理的配慮を妨げる心理的要因

<sup>1)</sup> 鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学専攻（主任教授：井上雅彦）

<sup>2)</sup> 鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学講座

松下慎之介<sup>1)</sup>，井上雅彦<sup>2)</sup>

### Psychological factors that hinder reasonable accommodation by elementary and junior high school teachers

Shinnosuke MATSUSHITA<sup>1)</sup>，Masahiko INOUE<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> *Clinical Psychology, Graduate School of Medical Science, Tottori University, Yonago 683-8503, Japan*

<sup>2)</sup> *Department of Clinical Psychology, Graduate School of Medical Science, Tottori University, Yonago 683-8503, Japan*

#### ABSTRACT

We investigated the psychological impediments felt by elementary and junior high school teachers when providing reasonable accommodation. An interview survey was conducted on 11 faculty members working at elementary and junior high schools, and the results were analyzed by the KJ method. As a result, psychological factors that hindered reasonable accommodation were sorted into six categories. Among them, the two factors related to local administrator responsibilities (teacher/student ratio and equipment provision, and teacher training). The other four factors were thought to be psychological factors which are not currently supported. These results suggested that there were psychological impediments that were not addressed, despite of training and support research in this area. (Accepted on May 17, 2017)

**Key words :** reasonable accommodation, psychological impediment factor, elementary and junior high school

#### はじめに

平成28年4月「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、公立学校教育現場でも合理的配慮（reasonable accommodation）が義務化された。教育における合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使するこ

とを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの<sup>1)</sup>である。しかしこれは同時に「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの<sup>1)</sup>と定義された新しい概念である。

表1 合理的配慮の一例

- 
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することで教員同士の共通理解を行う
  - ・周りの児童・生徒に該当する児童・生徒の特性について教員が説明する
  - ・教員が掲示物や表示物の整理などを行い、環境の整備を行う
  - ・クールダウンなどのための場所を学校が確保する
  - ・生徒の状態に合わせて、課題の量や取り組む時間の調整を教員が行う
  - ・指導目標に直接かかわらない学習活動は省略し、必要な課題だけを教員が確保する
  - ・怒りを抑える方法や自分がしたいことを我慢する方法、ストレスを解消する方法を教員が教える
  - ・テストで、教員が読み上げた問題文に児童・生徒が口頭で答えることを学校が許可する
  - ・対象の児童・生徒が完遂可能な課題を教員が設定する
  - ・教員は叱責を少なくし、できたことをほめる
  - ・相手の表情の見方や謝罪や依頼の仕方について教員が指導を行う
  - ・公共機関や交通機関の利用などについて教員が指導する
  - ・服薬の管理を教員が行う
  - ・専門家からの助言を教員が受ける
  - ・視覚情報を多くするなど、指示や提示の工夫を教員が行う
  - ・授業にパソコンソフトや図表、写真、動画を教員が活用する
- 

一方、公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒を対象とした調査<sup>2)</sup>によれば、通常学級に在籍する児童・生徒のうち、6.5%が学習面又は行動面で著しい困難を示すという結果が示されており、これらの児童・生徒が円滑に学校生活を行っていく上で、合理的配慮としての個別の支援が必要になることが予想される。文部科学省は、障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合には、「合理的配慮」として(ア)教員、支援員等の確保、(イ)施設・設備の整備、(ウ)個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮<sup>3)</sup>が考えられるとしている。

学校教育において合理的配慮を円滑に行うための支援として、インターネット上での事例集<sup>4)</sup>や、全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に調査し、取りまとめた「支援・配慮事例」<sup>5)</sup>などが公表されている。内閣府<sup>6)</sup>の『合理的配慮サーチ』では、これらを含む5つの事例集のリンクを掲載した上で、教育場面で扱える5つの具体的な合理的配慮の例を紹介している。また合理的配慮に関する実践的研究もいくつか報告されている<sup>7)</sup>。しかしながら実際に合理的配慮を普及させるためには、それを提供する教員に対して知識だけでなく、実行や継続を支える心理的な支援が必要であると考えられる。

Rogers<sup>10)</sup>は、イノベーションの普及は心理的且つ社会的な過程を経ると考え、①その存在を知ろうとしたり機能を理解したりする段階(知識段階)から、②それに対して好意的ないし是非好意的な態度を形作る段階(態度段階)、③採用するか否かを決める段階(決定段階)、④実際に使用する段階(実行段階)、そして⑤継続使用していく段階(確信段階)までにわたる5つの段階を想定した。上記の各種資料やデータベースは、このうち①に影響を与えるものと考えられるが、実際に実行していく上では②や③の段階に対する支援も必要と考えられる。

そのため本研究では、学校教員が合理的配慮を行う際にどのような心理的阻害要因を感じているのかという点についてインタビュー調査を行い、その結果を質的研究であるKJ法<sup>11,12)</sup>によって分析することを目的とした。

## 対象および方法

### 1. 対象及び調査期間

調査対象者は、調査期間内に小・中学校に勤務する小・中学校教員11名とした。調査時期は2016年8月から2016年9月であった。調査対象者の内訳は小学校教員が9名、中学校教員が2名であり、男性が2名、女性が9名、そのうち通級・特別支援学級担任等の人数は6名であった(20代3名、30代4名、

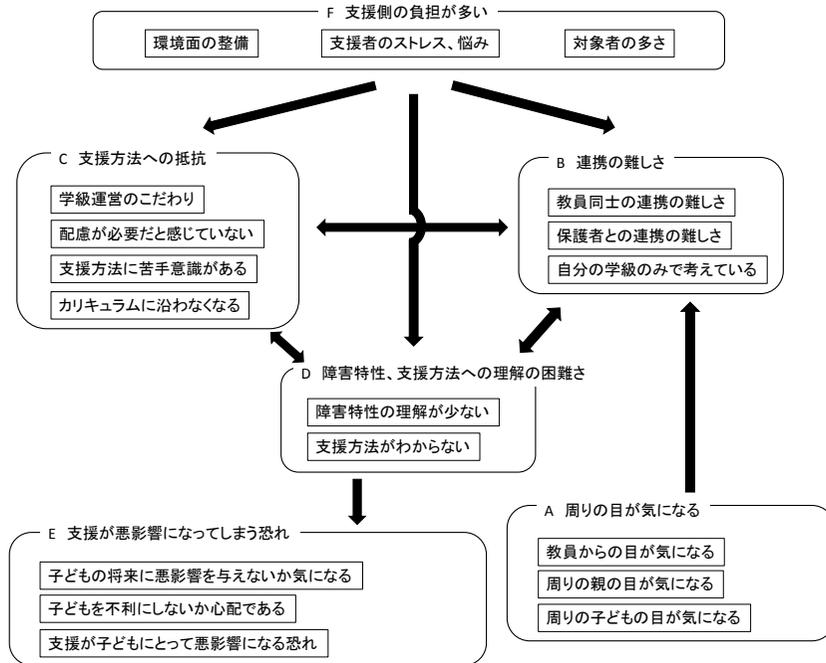


図1 合理的配慮を妨げる心理的要因

40代2名, 50代1名, 60代1名)。調査対象者は、研究者が学校を通して呼びかけ、同意があった小・中学校教員を対象とした。

## 2. 調査手順

本研究では心理的な阻害要因について探索的に検討するため、半構造化面接による質的研究手法を用い、KJ法によって分析を行った。調査対象者がフェイスシートに記入した後に、半構造化面接形式のインタビュー調査を1人1時間程度実施した。調査対象者が合理的配慮を想定しやすいよう、合理的配慮の一例(表1)が書かれた紙を参考にしながらインタビューに臨めるようにした。インタビュー内容は、ICレコーダーで全て録音し、逐語録を作成し、それを分析対象とした。

## 3. 質問内容

設定された質問内容は「①実施することを想定した場合、合理的配慮の一例(表1)の中でやりやすいもの、やりにくいものはそれぞれどれか。」「②それぞれ、やりやすい、やりにくいとした理由。」「③行うことになった場合を想定し、どのような気持ちになるのか」の3つとした。そこから、小・中学校教員が感じている合理的配慮を妨げて

いる心理的要因について、話せるように質問を行った。本人が「合理的配慮を抵抗なく扱っている」と答えた場合には、苦手そうにしている教員について、考えてもらうように促した。

## 4. 分析方法

分析はKJ法<sup>11, 12)</sup>に準じた分析方法により実施した。インタビューデータから、小・中学校教員の合理的配慮を妨げる心理的要因に関する記述を抽出し、ラベル化した結果、ラベル総数は157ラベルであった。ラベルは第一段階として、臨床心理学を専攻する大学院生3名によってグループ編成が行われ、第二段階として、その他の大学院生7名によって全体像が確認された。

## 5. 倫理的配慮

倫理的配慮として、調査対象者に、テーマやプライバシーの保護、協力は任意であること、研究協力拒否の権利、研究拒否をしても不利益を受けないこと、録音方法、データの取り扱いなどについて口頭と文書で説明し、文書によって同意を得た。また、著者の所属する鳥取大学医学部倫理審査委員会の承認を得た(承認番号1607A058)。

## 結 果

### 1. 全体像

ラベルのグループ編成を2回繰り返した結果、6つの「島」に統合された。図解（図1）及び結果を以下に示す。なお文中において、元ラベルは「」、第一段階表札は『』、第二段階は【】で表した。またグループ間の関連については、「原因・結果」については一方向矢印で、「互いに因果的」については両方向矢印を記入した。図解の総タイトルは『合理的配慮を妨げる心理的要因』とした。

### 2. 各島の詳細

#### 【A 周りの目が気になる】

支援を行うことに対して、「否定されるのでは」と不安になり「自分だけやっちゃうとマズイな」と『教員からの目が気になる』様子や、「反発されないか」と『周りの保護者の目』や『周りの子どもの目』が気になるなど【周りの目が気になる】ことが語られた。

#### 【B 連携の難しさ】

「みんな忙しくて、お願いしますが言えない」という気づかひや、「この教科の先生は受け入れてくれないな」と思ってしまったことによる『教員同士の連携の難しさ』やニーズのすり合わせが難しいといった『保護者との連携の難しさ』が挙げられた。「他の学級より自分の学級ができていますので満足」し『自分の学級のみを考えている』様子も挙げられており、支援における【連携の難しさ】が語られた。

#### 【C 支援方法への抵抗】

「学級目標は前に貼りたい」など『学級運営のこだわり』が見られ、支援にパソコンを使うことなどに対して「苦手なのにな」と『支援方法に苦手意識がある』ことが挙げられた。また、こんなの本当にいるの?と『配慮が必要だと感じていない』ことや、『カリキュラムに沿わなくなる』と感じている様子が見られ、【支援方法への抵抗】を感じていることが語られた。

#### 【D 障害特性、支援方法への理解の困難さ】

児童・生徒の行動に対して「我儘なんじゃないの?」と感じてしまうなど『障害特性の理解が少ない』ことや「具体的にどうしたらいいのかわからない」というように『支援方法がわからない』ことなど、【障害特性、支援方法への理解の困難さ】がある現状について多々語られて

いた。

#### 【E 支援が悪影響になってしまう恐れ】

支援を行うことに対して、「先々社会に出て行かないかいけないのになっていきんだらう」と『子どもの将来に悪影響を与えないか気になる』ことや、支援を行うことで「周りの子どもがどういう見方をするだろう」と『子どもを不利にしないか心配』になったり、他の子どもとしてしていることが異なることで「やっている本人が苦しみそう」といった『支援が悪影響になる恐れ』を感じていたりするなど、【支援が悪影響になってしまう恐れ】を感じてしまうことが語られた。

#### 【F 支援側の負担が多い】

「人員をどれだけ確保できるか」や「整備の部分でどれだけ整っているか」といった『環境面の整備』、「多忙感」や「しんどいから、手が回らない」という『支援者のストレス、悩み』、『対象者の多さ』から【支援側の負担が多い】という要因が語られた。

## 考 察

本研究は、小・中学校教員が合理的配慮を行う際に感じる心理的な阻害要因の有無とその内容を明らかにすることを目的として行った。半構造化面接とKJ法に基づく質的分析によって、合理的配慮を妨げる複数の心理的阻害要因が示された。これらの要因について、合理的配慮を促進するために行政が取り組むべき項目に関連する要因とそれ以外の要因に分けて整理し、合理的配慮を妨げる心理的要因とその支援について考察を行う。

### 1. 障害特性や支援方法の知識、人員、施設・設備に関わる心理的阻害要因

今回のインタビューの中では、【障害特性、支援方法への理解の困難さ】と【支援側の負担が多い】が該当すると考えられる。

【障害特性、支援方法への理解の困難さ】について、行政の実施すべき取り組みとしては、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」などの事例集の公開や、教員の研修があげられる。しかし、今回のインタビューの結果に沿って考えると、事例集の公開については、教員が「配慮が必要だと感じていない」場合や、「しんどくて、手が回らない」という場合のように、そもそも閲覧しない、できないということに陥る可能性もある。そのため、教員の研修の充実も期待されるが、イ

インタビューの中では、「一般化された知識ではなく、対象の児童・生徒に対して、どうしたらよいのかを知りたい」と言った意見もあり、研修の内容やあり方について、各々の事例に対するコンサルテーションを加えるなど更なる検討が必要になると考えられる。

【支援側の負担が多い】について、行政の取り組みは、教員の給与費の負担や、教員の研修、支援員の配置、学習指導要領等の教育課程の基準の設定、教育課程の管理、教育課程の編成などがあげられる。インタビューの結果から、現状として【支援側の負担が多い】ために、合理的配慮ができない、もしくは躊躇してしまっていることが明らかになった。しかし、合理的配慮について、障害者の権利に関する条約第二条では「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。この負担とは、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされており<sup>13)</sup>、本来、合理的配慮は負担の多いものではない。そのことから考えれば、求められている合理的配慮以上のことをする必要があると考えている教員がいる可能性も考えられる。

## 2. 障害特性や支援方法の知識、人員、施設・設備に関わらない心理的阻害要因

本研究の結果から、【障害特性、支援方法への理解の困難さ】【支援側の負担が多い】以外にも、【周りの目が気になる】【連携の難しさ】【支援方法への抵抗】【支援が悪影響になってしまう恐れ】など合理的配慮を実行する際の不安や懸念などの心理的要因が示された。小・中学校で円滑な合理的配慮を行うためには、これらの心理的な阻害要因に対する配慮が必要となる。

インタビューの中で、「教員同士で話し合う時間がとれている学校ほど、合理的配慮がしやすい気がする」などの意見が出ていた。これらは『教員からの目が気になる』ことや『教員同士の連携の難しさ』が解消できることに繋がり、その結果として『教員からの目が気に』ならなくなる、『教員同士の連携』が取れやすくなることで、間接的にも阻害要因の緩和が期待される。

合理的配慮に関して教員間のミーティングの頻

度や時間を十分にとれる現場環境をつくることは、教員間で配慮の必要性や支援方法への理解を促す効果も期待されることから、今後具体的なミーティングの持ち方を含めた実践的な検討が必要となる。

## 3. 今後の課題

本研究は、小・中学校に勤務する教員に対して半構造化面接を実施しKJ法を用いて分析した質的研究であり、本研究の結果をそのまま一般化することには限界がある。今後は今回のデータを参考に質問紙調査などを実施し、調査対象者を増やすとともに属性をより細分化した分析を行い、学校環境や教職経験によって、調査対象者が感じる合理的配慮を妨げる心理的要因にどのような違いがあるのか、また明らかになった心理的阻害要因を解消していく工夫や研修のあり方についてより具体的な支援を考えていく必要がある。

## 結 語

本研究では小・中学校に勤務する教員を対象に半構造化面接を実施しKJ法を用いて分析することで、学校教育での合理的配慮を妨げている教員の心理的要因の有無とその内容を調査した。その結果、合理的配慮を妨げている心理的要因には、障害特性や支援方法の知識、人員、施設・設備に関わるもの以外にも【周りの目が気になる】【連携の難しさ】【支援方法への抵抗】【支援が悪影響になってしまう恐れ】が存在することが明らかになった。このことから、知識の提供や物理的環境整備以外の心理的阻害要因に対する学校・教員支援が必要となることが示唆された。

## 文 献

- 1) 中央教育審議会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). 文部科学省. 2012; [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (参照2016-5-15).
- 2) 文部科学省. 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について. 文部科学省. 2012; [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afiedfile/2012/12/10/1328729\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afiedfile/2012/12/10/1328729_01.pdf) (参照

- 2017-1-16).
- 3) 中央教育審議会. 合理的配慮について, 文部科学省. 2010; [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm) (参照2016-5-15).
  - 4) 国立特別支援教育総合研究所. 実践事例データベース, インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース). 2016. [http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=15](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15) (参照2016-12-17).
  - 5) 日本学生支援機構. 障害のある学生への支援・配慮事例. 日本学生支援機構2015; [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html) (参照2016-12-16).
  - 6) 内閣府. 合理的配慮等具体例データ集 (合理的配慮サーチ). 内閣府. 2016; [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index\\_kyouiku.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index_kyouiku.html) (参照2016-12-16).
  - 7) 金森裕治, 赤瀬瞳, 磯口多恵子, 芳倉優富子, 宮本直美, 今枝史雄, 楠敬太. 社会科副読本のマルチメディアデジタイ化及び活用に関する実践的研究 —読み書きに困難のある児童への合理的配慮として—. 大阪教育大学紀要第IV部門 教育科学2016; **65**: (1), 35-46.
  - 8) 城間江里子, 城間園子, 緒方茂樹. 特別支援学級におけるiPadを活用した実践事例. 琉球大学教育学部発達支援教育実践センター紀要2015; **6**: 19-26.
  - 9) 岡田菜穂子, 小川勤, 田中亜矢巳, 金子博, 宮田浩文. 障害のある学生への人的支援と支援者育成: 山口大学の取組. 大学教育 (山口大学紀要) 2016; **13**: 58-64.
  - 10) Rogers, E. M. Diffusion of Innovations, Third Edition. New York: Free Press; 1983; (ロジャーズE.M.青池慎一・宇野善康 (監訳). イノベーション普及学. 東京, 産能大学出版部. 1990)
  - 11) 川喜田二郎. 発想法 - 創造性開発のために. 東京, 中公新書. 1967.
  - 12) 川喜田二郎. 続・発想法 KJ 法の展開と応用. 東京, 中公新書. 1970.
  - 13) 中央教育審議会. “合理的配慮について 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ (第4回) 配付資料”. 文部科学省. 2011. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryu/attach/1311164.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryu/attach/1311164.htm) (参照2016-12-16).